

【環境対策課からのお知らせ①】 ～3月から粗大ごみの収集を再開します～

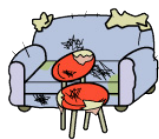
冬期間休止していた粗大ごみの収集を、3月から再開します。

粗大ごみは、ご自宅（玄関先）まで収集に伺いますので、必ず事前に申込みをしてください。
なお、収集経路を策定するため、申込みは必ず収集日前日の午前中までをお願いします。



申込み・問合せ

(株)北後志第一清掃公社 ☎23-7240
環境対策課 廃棄物対策グループ ☎21-2118
※収集は、(株)北後志第一清掃公社が行いません。



ごみの減量化・再資源化・適正処理にご協力願います

【環境対策課からのお知らせ②】 ～ペットボトルの出し方が変わります～

ペットボトルの出し方の変更は、以前から何度か周知していますが、改めて排出方法をお知らせしますので、適正な排出にご協力願います。

◎ペットボトルの出し方



※キャップとラベルは「プラスチック製容器包装類」で出してください。

●キャップがついたものは回収できません。⇒必ずキャップを外す！

ここに注意！ ●中身の残っているものは回収できません。⇒必ず中身を空にする！

●汚れているものは回収できません。⇒汚れが落ちないものは「燃やさないごみ」で出す！

【環境対策課からのお知らせ③】 ～引越される方のごみの出し方について～

転勤や進学等で住宅を引越される場合のごみの排出方法につきまして、大量にごみステーションに出されると、地域の他の方の迷惑になるだけでなく、回収にも支障をきたしてくることから、ごみステーションには搬出せず、町内の一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼して処分するようお願いいたします。

なお、町内在住の方は、「燃やさないごみ」と「粗大ごみ」については、ご本人が直接「余市町クリーンセンター」に搬入（重量10kgごとに80円）することが可能です。

問合せ 環境対策課 廃棄物対策グループ ☎21-2118

水道課からのお知らせ

①水道の引越手続きはお早めに！！

3月・4月は転勤等異動が多い時期であり、水道課窓口も大変混み合う事が予想され、手続きでお待ちいただく時間が長くなる場合がありますので、お引越しが決まりましたら、早めに水道課窓口で所定の手続きをお願いいたします。特に3月下旬から4月上旬の期間は混雑が予想されます。

また、水道の使用中止の手続きを忘れると、水道を使用していなくても水道料金が発生しますのでご注意ください。

○使用開始手続きに必要なもの：窓口に来る方のご印鑑・開栓手数料 600円

②水道料金のお支払いは便利な口座振替がお勧めです

水道課では水道料金のお支払いについて大変便利な口座振替をお勧めしています。

下記の口座振替取扱い金融機関窓口にて手続き用紙がありますので、通帳印・口座番号がわかるもの（通帳等）をお持ちになり、手続きをお願いします。

○口座振替取扱い金融機関：北海道信用金庫（本店・各支店）・北洋銀行（本店・各支店）
余市町農業協同組合・余市郡漁業協同組合・ゆうちょ銀行

③水道料金の期限内のお支払いをお願いします

本町の水道事業は、原則独立採算制をとっており、その事業運営をするうえで、皆さまにお支払いいただいている水道料金が大きな収入源となっています。水道料金を滞納しますと水道事業の運営に支障をきたすとともに、他の使用者との負担の公平性を欠くことから、水道料金の納期内納付にご協力をお願いいたします。また、水道課では、3カ月以上水道料金のお支払いを怠りますと大変不本意ではありますが給水停止をしております。

何らかの事情で、水道料金の支払いが困難になった場合は、そのままにせず水道課までご相談をお願いします。

問合せ 水道課 業務グループ ☎21-2130